

# 住宅に係るBELS評価手数料

令和6年4月1日施行

単位:円(消費税を含む)

		区分		新築・既存
一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)	単独評価	200㎡以内	型式認定等(温熱)	36,000
			一般	36,000
		200㎡超え 1,000㎡以内	型式認定等(温熱)	38,000
			一般	38,000
	併願評価	外皮計算を行っている場合 *1		14,000
		一次エネルギー計算を行っている場合 *2		8,000
共同住宅等	住戸のみの場合	単独評価	1住戸	36,000
			2住戸	38,000
			3～10住戸	38,000 + 5,500 × (M-2)
			11～25住戸	55,000 + 2,100 × (M-2)
			26～50住戸	89,000 + 1,000 × (M-2)
			51住戸以上	134,000 + 1,000 × (M-2)
			併願評価	外皮計算を行っている場合 *1
	一次エネルギー計算を行っている場合 *2	8,000 + (M-1) × 2,100		
	住棟全体の場 合 (共用部を含 む)	単独評価	2住戸	111,000
			3～10住戸	111,000 + 5,500 × (M-2)
			11～25住戸	145,000 + 2,100 × (M-2)
			26～50住戸	223,000 + 1,000 × (M-2)
			51住戸以上	335,000 + 1,000 × (M-2)
		併願評価	外皮計算を行っている場合 *1	55,000 + (M-1) × 3,300
一次エネルギー計算を行っている場合 *2			44,000 + (M-1) × 2,100	
M…全戸数を示す				
*1 設計性能評価の5-1のみ、長期優良住宅認定技術的審査等、センターにて外皮計算の審査を行っている場合				
*2 設計性能評価の5-2、低炭素住宅認定技術的審査等、センターにて一次エネルギー計算の審査を行っている場合				
※ 下記の審査・評価の中から複数と同時に申請する場合において、2種類目以降の審査・評価は上記料金規程にかかわらず各5,000円/戸とする。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物省エネ法第30条(性能向上認定)に係る技術的審査</li> <li>・建築物省エネ法第36条(認定表示)に係る技術的審査</li> </ul>				
その他の手数料等	再発行			2,000
	変更申請			× 0.5
	シール			別途
	プレート			別途

## 経過措置

計画変更に係る手数料については、当初の申請書の受理が令和6年3月31日までの物件は、従前の手数を適用します。

# 非住宅建築物に係るBELS評価手数料

令和6年4月1日施行

単位:円(消費税を含む)

床面積	モデル建物法		標準入力法	
	工場等	工場以外	工場等	工場以外
300㎡未満	48,000	72,000	108,000	144,000
300～1000㎡未満	60,000	83,000	131,000	164,000
1000～2000㎡未満	84,000	131,000	178,000	313,000
2000～5000㎡未満	96,000	223,000	240,000	424,000
5000～10000㎡未満	108,000	257,000	326,000	580,000
10.000～20.000㎡未満	132,000	335,000	372,000	692,000
20.000～50.000㎡未満	168,000	409,000	446,000	814,000
50.000㎡以上	見積	見積	見積	見積

※1 ※1 工場等とは、工場、危険物の貯蔵又は処理、水産物の養殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するもの。

※2 工場等以外とは、上記※1以外を言う。

※3 省エネ適合判定と併願された場合、又はセンターで行った省エネ適合判定の結果を利用した場合は上表によらず32,000円とする。

※4 建築物の全てが計算対象外の室で構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行うもので、対象となる室が無い場合の評価料は上表に係らず32,000円とする。

※5 複数用途の混在する建築物は、各用途の床面積に応じた上表の手数料額を合計した額、または建築物全体の総床面積を上表の手数料額に対して1.5を乗じた額の内低い額とする。なお、当該建築物の主たる用途は床面積が大きいものとする。

※6 変更による追加評価が必要な場合、上表の当初の料金の半額とする。

※7 建築物の増改築の場合の手数料は、既存部分も含めた延べ床面積とする。

※8 再交付は1通、2,000円とする。

## 経過措置

計画変更に係る手数料については、当初の申請書の受理が令和6年3月31日までの物件は、従前の手数料を適用します。